

# 委託業務仕様書

## 1 委託業務の名称

熱海での温泉PRイベント実施委託業務

## 2 委託業務の目的

熱海という温泉ファンからの注目度の高い温泉地で、おんせん県が温泉に関するPRイベント（以下「イベント」という。）を開催することで、両地域の観光客の関心を喚起し、マスメディアでの露出機会を獲得することを目的としている。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和8年6月30日まで

## 4 イベント開催概要

### (1) 予定日時

- ・ 前夜祭（仮称）…令和8年5月23日（土）14:00～15:30
- ・ 本 祭（仮称）…令和8年5月24日（日）11:00～16:00

### (2) 予定場所

熱海駅前広場（静岡県熱海市田原本町）等

## 5 委託業務の内容

### (1) イベントの実施に関すること

#### ① 業務項目

- ・ イベント内容は別紙「当日スケジュール」を参考とすること。なお、登壇者については、委託者が選定するものとし、当該者に対する出演経費は計上不要とする。また、抽選会を実施するため、総額20万円相当の賞品（委託者と協議の上で決定）を購入すること。
- ・ 進行台本を作成すること。
- ・ 装飾、広告等に使用するメインビジュアル画像を作成すること。なお、納品する画像は、JPEG、PNG、AI形式データとする。
- ・ ポスターを作成し、印刷の上、宣伝場所に郵送（委託者と協議の上で決定）すること。なお、納品するポスターは、A1片面カラー刷り（200部）及びPDF形式データとする。
- ・ チラシを制作し、印刷の上、委託者が指定する場所に納品すること。なお、チラシはA4両面カラー刷り（2,000部）及びPDF形式データとする。

- ・ イベント開催に必要な手続（道路使用許可、道路占用許可、会場使用許可等の申請）を行うこと。なお、土地所有者である熱海市役所及びJR熱海駅とは調整済みであるが、受託者において追加説明等による補完を行うこと。
  - ・ イベント来場者へのノベルティとして「手ぬぐい（1,000枚）」、「入浴剤（2,000袋）」を購入すること。なお、デザインについては委託者と協議の上で決定する。
  - ・ 会場（観光PRブース、イベントステージ、控室用テント、観覧スポット、取材スペース及びその他必要な設置物〔案内パネル等〕）の設営及び装飾を行うこと。
  - ・ 別紙「当日スケジュール」の進行に必要な機材（音響設備等）を確保すること。
  - ・ 会場付近に、荷物置き場所兼登壇者の控室用に会議室を確保すること。
  - ・ 当日の運営及び進行を行うこと。なお、イベント中の安全管理を徹底するため、混雑時の観客整理及び通路確保、緊急時の案内や避難誘導等については、あらかじめ対応マニュアル等を作成した上で実施すること。
  - ・ 前夜祭（仮称）及び本祭（仮称）でのチラシ配布における委託者に対する補助を行うこと。
  - ・ イベント来場者数の計測及び来場者アンケートを実施すること。
  - ・ 委託者が指定するマスメディアと連携してイベントを実施すること。
  - ・ マスメディア等の取材スペースを確保し、当日の誘導を行うこと。
  - ・ MC（本祭〔仮称〕のみ）、運営スタッフ、誘導及び案内員、夜間警備員等を手配し、配置及び管理を行うこと。
  - ・ 関係各所との調整を行うこと。
  - ・ 事務局を設置し、問合せ対応を行うこと。
  - ・ その他必要な業務を行うこと。
- ② 想定しているターゲット
- ・ マスメディア関係者、インフルエンサー等
  - ・ 周辺地域の観光客（特に温泉ファン）
- (2) 業務工程及び業務実施体制の管理に関すること
- ・ 業務工程表を作成すること。
  - ・ 業務実施体制表を作成すること。
- (3) (1)及び(2)に付随する業務

## 6 報告書及び成果物の提出

業務完了後、履行期間内に以下に掲げるものを成果物として納品すること。

- (1) 成果物
- ① 実施内容報告書（来場者数の計測値及び来場者アンケートの結果を含む。）
  - ② メインビジュアル画像、チラシ、ポスター等のクリエイティブ

③ 本業務を通じて、取得及び撮影した画像、動画等の素材データ

(2) 納期

- ・ ②については、令和8年4月30日（木）までとする。
- ・ ①及び③については、令和8年6月30日（火）までとする。

## 7 成果物の著作権等

- (1) 本業務により得られた成果物の著作権、所有権、利用権は、原則として大分県に帰属すること。  
また、事前連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、大分県に帰属することができない相当の理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 成果物について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

## 8 再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に委託者と協議し、書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。

## 9 機密保持及び個人情報保護、所有権等

- (1) 本業務を通じて取得した機密情報及び個人情報については、「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (2) 成果品の所有権及び著作権は大分県に無償で譲渡するものとする。

## 10 留意事項等

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者等と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従って作業を進めること。
- (2) 本業務の実施に当たり、使用する画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務の実施に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (4) 事故等により発生した損害は受託者が負担すること。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。
- (5) 業務の実施体制について、業務全体を統括するための責任者を置くこと。統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制を作成し、委託者へ提出すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、受託者は委託者と協議し、その指示に従うこと。